

平成30年度第9回隠岐の島町農業委員会総会議事録

平成30年12月26日（水）午後1時30分から午後2時15分まで、隠岐の島町役場2階第1会議室に招集した。

1. 出席委員

| | | | | | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|--------|----|--------|----|-------|----|-------|
| 1番 | 井澤 健 | 2番 | 齋藤 律子 | 3番 | 佐々木 眞憲 | 4番 | 谷川 トシ子 | 5番 | 藤野 裕之 | 6番 | 村上 淳一 |
| 7番 | 村上 義成 | 8番 | 八幡 幸春 | | | | | | | | |

2. 欠席委員

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 井澤 健 | 8番 | 八幡 幸春 |
|----|------|----|-------|

3. 事務局出席者

事務局 藤川 芳人 茶山 宏 坂口 武 池田 光寿

4. 提出議案

1. 委員着席
2. 開会宣告 委員 8名中 6名出席
3. 会長あいさつ
4. 議事録署名委員の指名 (5番 藤野 裕之 委員) (6番 村上 淳一 委員)
5. 会期決定平成30年12月26日 本日限り
6. 議第1号 非農地証明願いについて (1件)
7. 議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
8. 議第3号 農地利用集積計画の決定について (56件)
9. 議第4号 隠岐の島町農業振興地域整備計画の変更について (1件)
10. その他
11. 閉会宣言

5. 議事内容

- 事務局： 只今から平成30年度第9回隠岐の島町農業委員会総会を開催いたします。
日程2の開会宣言ですが、本日は8名中6名の出席となっておりますので、この会は成立となります。
続きまして、日程3の会長挨拶をお願いします。
- 議長： 皆さま方には年末でお忙しい中をご出席いただきありがとうございます。
今年も早いもので、残すところあと数日となりました。
今年1年を振り返ってみますと今年の漢字一字に選ばれましたとおり災害の多い1年となりました。
特に広島・岡山・関西と我々に近いところで大きな災害がありましたし、北海道では大きな地震もあり、悲惨な1年であったように思います。
幸いにも我々隠岐島においてはそうした大きな災害もなく、比較的穏やかな1年であったかと思えます。
本日は今年最後の委員会です。ご案内議案につきまして審議させていただきますようお願い申し上げますが挨拶に代えさせていただきます。
本日の議事録署名は5番の藤野委員、6番の村上委員にお願いしたいと思えます。
会期につきましては本日限りということでお願いいたします。
続いて日程6、議第1号「非農地証明願いについて」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局： <議第1号について説明>
- 議長： 只今の案件について、何か質問等はございませんか。
- 全委員： <質問、意見なし>
- 議長： それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- 全委員： 全員挙手<全委員賛成>
- 議長： 続いて日程7、議第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局： <議第2号について説明>
- 議長： 只今の案件について、何か質問等はございませんか。
- 委員： 実際にこの譲受人は、しっかりと耕作をするのでしょうか。

事務局 : 3条の規定上、耕作することを前提としておりますので、耕作すると思われま

議長 : 但し書きのようなものを用意の方が万全だと思われまますが、どうでしょう

事務局 : それでは、送付の際に但し書きを添付することにします。

議長 : その他に質問等はございませんか。

全委員 : <質問、意見なし>

議長 : それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 : 全員挙手<全委員賛成>

議長 : 続いて日程8、議第3号「農地利用集積計画の決定について」56件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <議第3号について説明>

議長 : 只今の案件について、何か質問等はございませんか。

全委員 : <質問、意見なし>

議長 : それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 : 全員挙手<全委員賛成>

議長 : 続いて日程9、議第4号「隠岐の島町農業振興地域整備計画の変更について」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <議第4号について説明>

議長 : 只今の案件について、何か質問等はございませんか。

全委員 : <質問、意見なし>

議長 : それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 : 全員挙手<全委員賛成>

議長 : 議案については以上となりますが、その他、何かございませんか。

事務局 : 農地機構だよりの今月号が来ておりますので、また目を通していただければと思

次に、7月20日に松江で開催予定の、農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会についての要項が送付されました。

研修のスケジュールを配らせていただきますので、出欠の回答を1月10日までに事務局までお願いします。

議長： 当日の飛行機で移動して1泊2日となるのでしょうか。

事務局： そうですね。細かい日程については出席される方にお配りいたします。研修会については以上となります。

それと、以前から話に挙がっておりました下限面積の設定につきまして、提案書が完成いたしましたので報告します。

お配りした冊子の1ページ目と2ページ目の前半は農地法の規定について書いてありますので、お時間のある時にお目通し下さい。

次に4ページを見てください。農地の取得における下限面積についての図を載せています。

本来、農地取得のための下限面積は北海道で2ha、都府県で50aとなっています。しかし、農地法施行規則第17条の1項及び2項で

その下限面積を変更できるようになっています。冊子の2ページ目、3ページ目を見てください。隠岐の島町農業委員会の現状ですが、

17条1項によって、下限面積を30aにしています。17条第1項は簡単に言ってしまうと、一定の区域や全体の区域の下限面積をまとめて

変更しようとするものです。もちろん、細かい規定等ございますので、こちらの変更には区域全体の調査などが必要となり、10a以上の設定

をしなければなりません。一方で、個別に農地を指定する場合などは17条第2項となっています。そして、こちらは1a以上で設定が出来ます。

今回提案した下限面積の設定は、こちらのものとなります。17条第2項は現在は設定されていませんが、空き家バンクに付随する農地に限り

下限面積を1a以上に設定するのが、今回の提案です。農業委員の皆さまには、この提案を持ち帰っていただき、次回の総会でご意見を伺いたい

と思います。この場でも意見があればお聞きしたいと思います。

議長： 一つ意見なのですが、空き家バンク以外の農地でもこの設定はできないのでしょうか。

事務局： 県下の自治体を参考にやり方を考えます。

委員： 誰もやらないようなところをやってもらえると助かりますね。ところで、地区ごとの設定もできるならやってみてはどうでしょうか。

事務局： そちらは17条第1項の範囲となります。農家の数や経営面積などの調査が必要になり、時間がかかってしまう関係上、すぐに変更する

というわけにはいかないと思われます。

委員： 検討してもらえると嬉しいです。

議 長 : 下限面積の設定については、また次回の総会以降で調整していくこととしましょう。

その他、何かございませんか。

以上で本日の農業委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(以下余白)

以上の通り会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月26日 (総会閉会 14時15分)

隠岐の島町農業委員会会長

隠岐の島町農業委員会委員

隠岐の島町農業委員会委員